

再意見書

平成 23 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 あて

郵便番号 650-0027
住所 神戸市中央区中町通二丁目 3 番 2 号
氏名 関西ブロードバンド株式会社
代表取締役社長 三須 久

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議
事手続規則第 2 条の規定により、平成 23 年 1 月 25 日付けで公告
された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

1. メタル系サービスから光サービスへのマイグレーションについて

現在の日本のブロードバンド環境は、DSLを代表とする複数事業者が公平な立場で競争できる環境のなか多くの事業者が切磋琢磨した結果もたらされたものです。

しかしながら、近年ではドライカップを代表とするメタル系サービスは需要の減少傾向にあり、他方、光ファイバの需要は増加傾向にあります。活発な事業参入も行われないなど一部事業者による寡占化が進んでおります。

現在、DSL事業を行っている事業者は、地域に密着しユーザ目線でのサービスを提供することで地域の活性化に寄与してきたものと自負しておりますが、このままでは都市部との通信サービスの格差が開くばかりか、最悪の場合、地方で通信事業を行っている事業者は市場からの撤退を余儀なくされ、市場独占による弊害がユーザに悪影響を及ぼす事態も懸念されます。

2. メタルと同等水準の接続料設定について

メタル系サービスのユーザが光ファイバへ移るための最大の障害

は、F T T Hサービスの料金が非常に高額になっている点にあります。この点、N T T東西は、今回の申請により接続料は30%減額が図られており、I P網のコスト削減効果を加味すれば一芯当たり2～3ユーザを獲得することで、F T T Hサービスでもメタルと同等水準の料金設定が可能であるとしています。¹

しかしながら、地方ではそもそも配線区域内の潜在顧客が都市部に比べ圧倒的に少ないという状況にあり、N T T東西が主張するように2～3ユーザを獲得することも容易ではありません。さらには、I P網のコスト削減効果についてはなんら根拠のないものであり、光ファイバの接続料は、依然として現在のD S L事業と同水準の料金でサービスが提供できる水準にあるとはいえません。

そもそも、1分岐単位で借りることができないという状況がF T T Hサービスを行うための最大の障壁となっており、ソフトバンク様が主張されるようなO S U共用やそれ以外の方法も含めて、1分岐単位での接続料設定などの取組が早急に必要です。

¹ N T T東日本「加入光ファイバ接続料の認可申請について」(平成23年1月21日)
<http://www.ntt-west.co.jp/news/1101/110121b.html>

3. 地域でのブロードバンドサービスは寡占化が深刻化する懸念

総務省において議論がなされた「光の道」構想では、2015年を目処に超高速ブロードバンドの全世帯普及を整備するとしておりますが、現在普及が進んでいない地方では、採算性が取りづらいことから自前設備を有する事業者においても積極的な事業展開を行っておりません。この解決策として、現在、地方公共団体によるIRU方式での敷設が検討されており、当社も各地域の地方公共団体からADSLや光ファイバ網をIRU方式で運用する事業者を選定されておりますが、同方式の受注要件は極めて厳しく、全国的に俯瞰すれば実質的にNTT東西がIRU方式や指定管理者方式による市場のほとんどを占めておられます。

また、IRU方式で敷設された光ファイバには第三者への貸出し義務もなく、FTTH市場でのNTT東西の支配力を促進する結果になりかねません。

地方でのDSLサービスの普及が実現可能であったのは、1ユーザ1回線の均一な接続料が設定されていたためであり、これにより少ない需要しか見込めない地域へも中小の事業者が積極的に参入することができました。

しかしながら、既に述べたように今後、情報通信サービスの基幹となる光ファイバの接続料は、既に NTT 東西殿が光ファイバ網を敷設されている地域において 8 分岐単位というまとめ貸しでの料金設定しかされていないことから相当程度の需要が見込めない限り、参入することができません。

さらに、より需要が見込めない地域では I R U方式による市場独占が進み、これらの地域では地域事業者が地域に合ったサービスや料金体系で培ってきた顧客を奪われる結果となり、顧客減少が進むことから事業撤退を余儀なくされるケースも多数ございます。

地方での光サービスを普及させる観点からも、NTT 東西殿には中小事業者も参入し易い接続料が設定されることを希望します。さらに NTT 東西殿が多くを占める I R U方式で運用している地域においても適切な他事業者への貸出ルールや接続料の設定がなされることを希望します。

このような公平な接続料の設定が健全な市場を創生し、何よりも地域のお客様のためになると確信いたしております。

以上